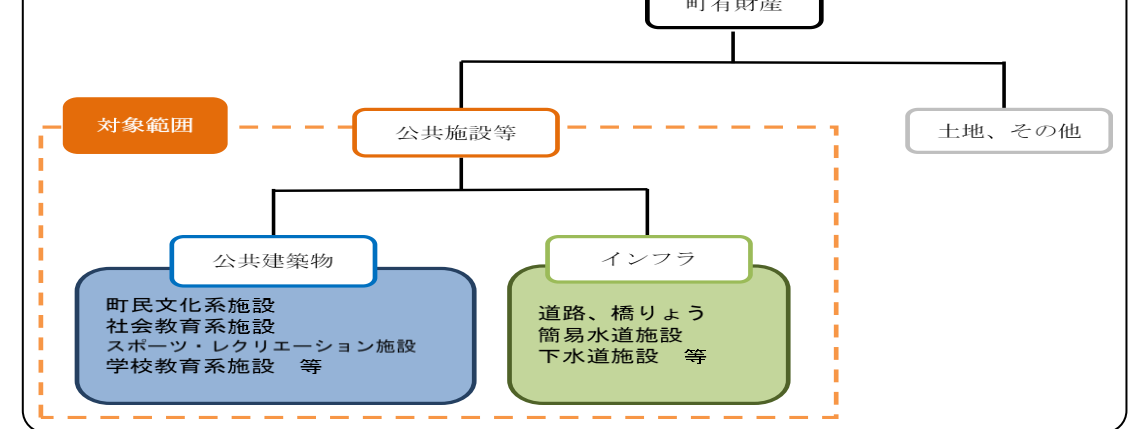


1. 計画策定の趣旨

(1) 策定目的・計画の位置づけ

- 全国的にも公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているなか、本町では、公共施設を取り巻く現状や将来にわたる見通し、課題を客観的に把握・分析を行うとともに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定め、財政負担の軽減及び平準化と、公共施設等の最適な配置を実現することを目的として、「東栄町公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定します。
- 本計画は、平成 25 年 11 月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において策定を期待されている「行動計画」に該当するものです。

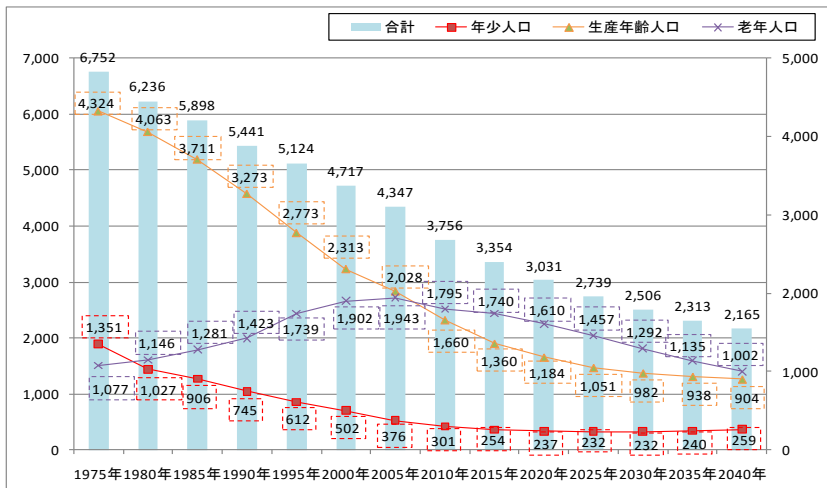
(2) 対象施設等



2. 本町を取り巻く現状

(1) 人口動向

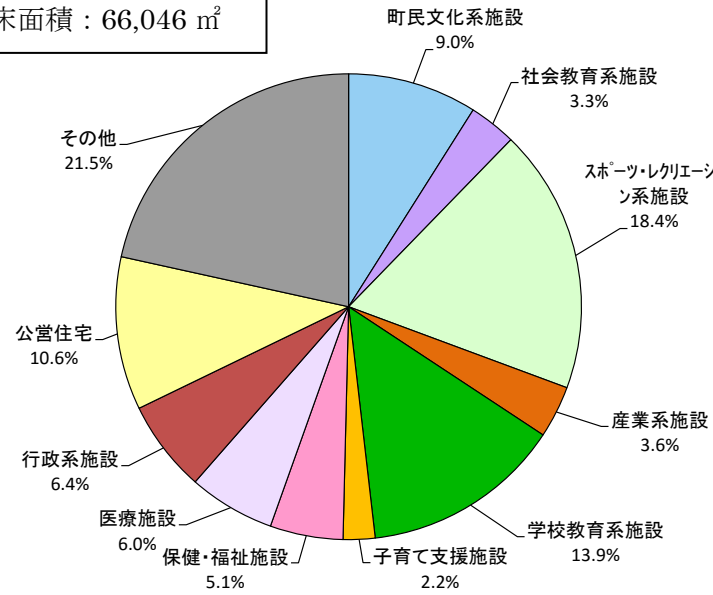
- 全国的傾向である人口減少や、少子高齢化が、本町においても進行しています。



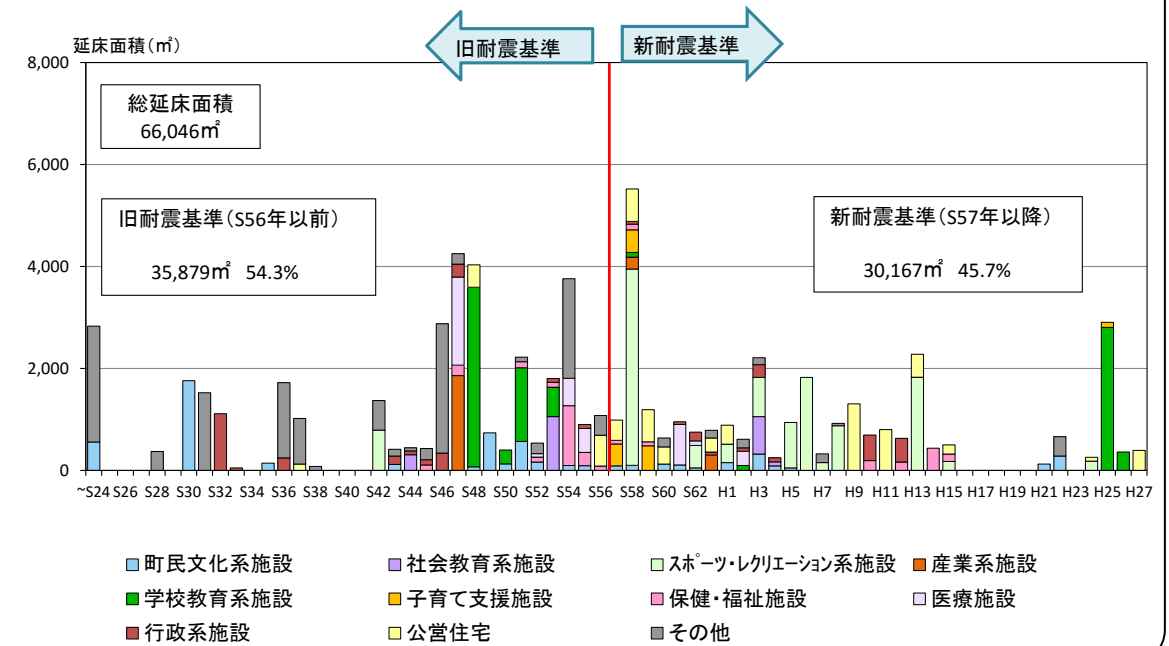
出所：「東栄町人口ビジョン」

(2) 公共建築物の状況

保有施設数：135 施設
総延床面積：66,046 m²



- 本町では、昭和 40 年代、50 年代に多数の施設整備を行っています。



(3) インフラの状況

- インフラについては、道路、橋りょう、簡易水道、下水道、公園を有しています。

分類	保有状況
道路	総延長：161,611m 面積：626,043 m ²
橋りょう	橋数：112 総延長：1,547m 面積：5,849 m ²
簡易水道	施設数：6 施設 延長：135,806m
下水道	施設数：4 施設 延長：54,487m

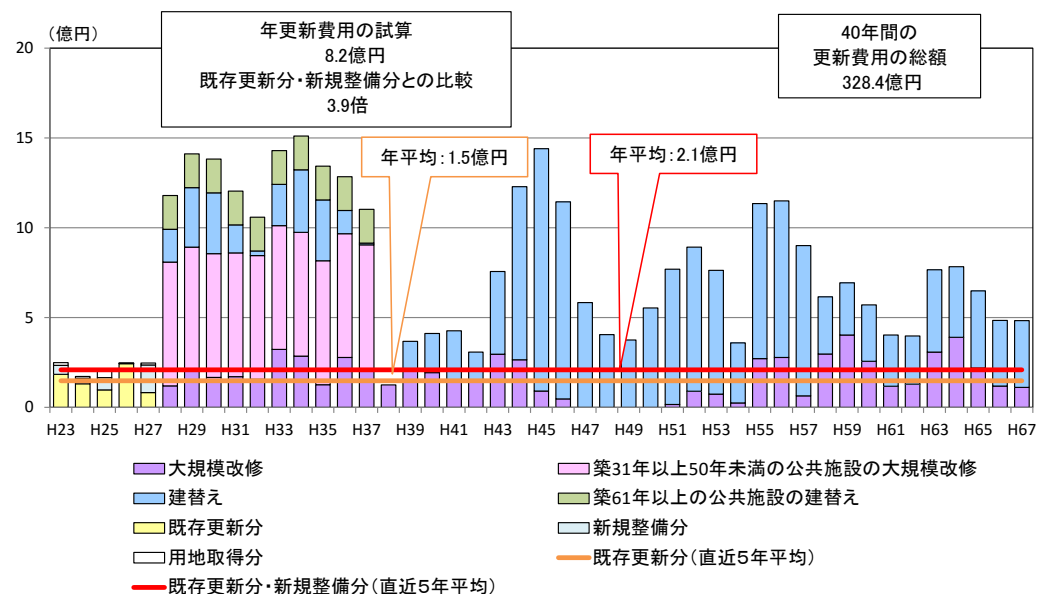
(4) 将来の施設更新費用

- 本町が保有する公共建築物の今後40年間の更新等の費用は約328億円（年平均8.2億円）となり、直近5年間の投資額（年平均2.1億円）と比較すると、3.9倍多い投資費用が必要となります。

※ 同期間に実施した東栄小学校等の新規整備や、とうえい温泉等の更新については、金額が多額であり、また同期間に特に集中して実施した事業のため、平均投資的経費の計算上除外しています。

- なお、本町が保有する公共建築物にインフラを加えた今後 40 年間の更新等の費用は約 610 億円（年平均 15.2 億円）となり、直近 5 年間の投資額（年平均 5.6 億円）と比較すると、2.7 倍多い投資費用が必要となります。

(公共建築物の将来の施設更新費用)



3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 現状や課題に関する基本認識

●公共施設に対する町民ニーズの変化に即した活用

公共施設に対する町民ニーズも変化していくことが予想されるため、施設利用率の推移をみながら町民ニーズを的確に把握する必要があります。

受益者負担のある施設については、採算性と行政サービスの水準を関連させて施設のあり方を検討していく必要があります。

現在利用されていない施設については、利活用の可能性や残していく必要性を明確にした上で、施設の役割と管理方法を具体的に検討していく必要があります。

●公共施設の老朽化と安全対策

昭和40年代から昭和50年代に整備されたものが多く、現在では老朽化が進んでいます。老朽化には早い段階での対応が重要となります。

費用を平準化し過度な負担を減らすと共に、安全性を確保する予防保全の意識とそれを実行できる体制を整備していく必要があります。

現在耐震化が未実施の施設も多くあることから、利用状況や今後の利用方針を踏まえ、対応を検討していくことが必要です。

道路、橋りょう、下水道等といったインフラ施設についても老朽化対策を講じていく必要があります。

●支出できる財源の限界

費用及び財源の配分は極力特定していかなければなりません。

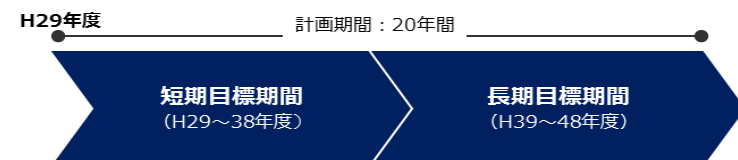
今後は、施設の維持・更新に必要な費用を概ね次の3つに区分し、総合的な費用の縮減と必要額の確保に努めなければなりません。

- 施設の継続により長寿命化対策としての更新・維持管理に要する経費
- 建替え（集約化）に要する経費
- 未利用施設の解体費用

道路、橋りょう、下水道等のインフラを含め、人口減少下における維持管理経費の節減・抑制と定住施策等を総合的に勘案した、**町内全域の公共施設等のあり方、集約化に対する方針を策定する必要があります。**

(2) 計画期間

- 計画期間は、今後の更新のピークを考慮して、平成29年度から平成48年度の20年間とします。
- この期間を、当面の課題に対応する10年と、将来の人口や財政の見通し等を基にした長期的な視点により検討する10年の2つに区分します。



(3) 公共施設等の管理に関する基本方針

●事業の選択と集中による公共施設の有効活用

行政の本来的な役割や費用対効果を見極め、既存事業の見直しを行い、ニーズの低下傾向にある事業についての縮小・廃止を検討しつつ、それに伴う既存施設の統廃合・複合化等を実施していきます。

これにより本町の持続発展に必要な事業及び施設への戦略的投資を重点的に行うことができるようになります。

町民が担うことのできる事業と行政でなければできない事業とを明確にし、町民や民間への委嘱の可能性について検討します。また、公共施設の維持管理についても民間活力の導入を図っていきます。

●安全・安心な暮らしと、定住を促進するまちづくりに資する公共施設

本町が基本目標として掲げる「安心・安全に暮らせるまちづくり」と、「定住・交流を支えるまちづくり」の達成には、住民ニーズに合致した行政サービスと安心かつ安全に利用できる施設の提供が必要となるため、住みよいまちづくりの土台となる公共施設の運営と管理の更なる適正化を目指します。

第6次東栄町総合計画において示したまちづくりの方向性や基本構想、基本目標に沿っています。

(4) 公共施設等の管理に関する実施方針

①統合や廃止の推進方針

- ・公共施設の再編（統廃合、複合化、多機能化等）による保有量の適正化を検討
- ・事業の縮小・廃止を検討し、関連する施設の再編
- ・新設・更新の際には、原則として既存施設の再編を前提に検討
- ・再編にあたっては、近隣市町村との連携を含め、広域的な視点を持って施設のあり方について検討 等

②耐震化の実施方針

- ・耐震化が未実施の施設については、現在の利用状況や今後の利用方針を踏まえ、優先順位を定め、耐震性を確保
- ・インフラ施設についても耐震化の検討を推進

③点検・診断等の実施方針

- ・各種点検の基準を設け、利用者の安心・安全の確保を図る
- ・点検項目や確認ポイント等をまとめた「施設点検マニュアル」を整備し、点検を実施
- ・施設の規模や用途に応じた劣化度調査を定期的に行い、危険箇所の早期把握に努める

④維持管理・長寿命化の実施方針

- ・点検や診断結果、修繕の履歴を蓄積し管理する仕組みの構築
- ・予防保全の観点からライフサイクルコストを最小限に抑え、長期にわたって良好な状態で施設を提供できるよう維持管理に努める
- ・インフラ施設については、各省庁が策定するインフラ長寿命化計画に倣い、適切な維持管理・修繕・更新等を実施 等

⑤安全確保の実施方針

- ・点検等により危険性が高いと判断された場合には、緊急に修繕を実施する等、必要な措置を実施
- ・安全確保が難しく今後の施設の維持が困難と認められる場合には、町民の安全確保を優先し、供用廃止等の対策を検討

⑥計画を実現するための体制の構築及び情報管理・共有方策

- ・総務課が総括的な部局となり施設マネジメント及び計画の進捗管理を実施
- ・施設マネジメントに関する情報の一元管理を検討
- ・研修会等を通じた職員への啓発及び施設のあり方や意識の向上
- ・住民への情報提供と意見聴取を積極的に行い、住民との相互理解のもとでの計画を推進

4. フォローアップの実施方針

- 本計画の進捗状況は、PLAN-DO-CHECK-ACTIONの体制の整備により継続してフォローを行います。合わせて個別施設のあり方について、個別施設計画（仮称）を作成して、具体的なアクションプランを作成し実行していきます。
- 統一的な基準による地方公会計の導入と固定資産台帳を整備することにより、公共施設等のより正確な実態を把握することができま。本計画が一層推進されるものと考えています。
- 今後の議論・検討により、施設の縮減等の具体的な数値目標を設定していくこととします。